

関係市地籍調査ご担当者

山口県政策企画課
土地・水資源対策班 榎田

F I 工程の選点図及び平均図について

このことについて、令和2年度以降の地籍調査作業規程準則及び同運用基準の改正により、今年度からF I工程の成果として、従来の「細部図根点選点図」に加え「細部多角点選点図」の作成が必要となりました。

また、従来取扱いが曖昧であった平均図についても、「細部多角点平均図」を作成しなければならない旨が明記されたところです。

については、先日開催した工程管理講習会における（公社）全国国土調査協会の木村部長様のご講義を踏まえ、これらの図面の作成について本県が標準的と考える例を下記のとおり整理しましたので、内容をご了知いただくとともに、受注業者の方にも周知して下さるようお願いいたします。

なお、下記はあくまでも例であり、準則等の規定を満たしていれば下記以外によることも支障ありません。作成に当たり疑義等がある場合は県担当までご相談ください。

おって、下記は全協の木村部長様も内容を確認済みのものです（国とは未調整）。

記

1 当初が多角測量法のみであり、追加はない場合

	成果品	備考
選点図	細部多角点選点図 兼 細部図根点選点図(①)	・本来、放射法がない場合は名称が「多角点選点図」であっても「図根点選点図」を兼ねるが、兼ねていることを明確にするため左記の名称で作成。
平均図	細部多角点平均図(②)	・①の情報と一致。 ・原則として選点図とは別に作成（「選点図兼平均図」としない）。【以下同じ】

◆成果品：選点図1枚（①）、平均図1枚（②）

2 1の多角測量法に放射法が付随する場合

	成果品	備考
選点図	細部多角点選点図 兼 細部図根点選点図(①')	<ul style="list-style-type: none"> 放射法がある場合、必ず名称に「図根点選点図」が必要。 「多角点選点図」と「図根点選点図」に分ける必要はない。
平均図	細部多角点平均図 (②)	<ul style="list-style-type: none"> ①'のうち多角測量法の情報と一致(放射法情報は記載しない)。

◆成果品：選点図1枚(①')、平均図1枚(②)

※①に放射法の情報加わる以外は1の成果品と同じ。

3 1又は2の後に多角測量法の追加が必要となった場合

	追加作業	備考
選点図	【①又は①'を編集】	<ul style="list-style-type: none"> ①又は①'に追加の多角測量法情報を追記して成果品として編集すればよく、別の成果品を新規作成する必要はない。
平均図	【新規作成】 細部多角点平均図(③)	<ul style="list-style-type: none"> 当初+追加の多角測量法情報を記載。 ②とは別に追加の多角測量法に係る工程管理者の承諾を得る。

◆成果品：選点図1枚(編集後の①又は①')、平均図2枚(②③)

4 1～3の後に放射法の追加が必要となった場合

	追加作業	備考
選点図	【①又は①'を編集又は再編集】	<ul style="list-style-type: none"> ①又は①'に追加の放射法情報を追記して成果品として編集又は再編集すればよく、別の成果品を新規作成する必要はない。 仮に①の名称を「多角点選点図」のみとした場合、放射法を追加した段階で「多角点選点図兼図根点選点図」に変更が必要。
平均図	—	—

◆成果品：選点図1枚(編集又は再編集後の①又は①')

平均図は1又は2の場合1枚(②)、3の場合2枚(②③)

送信者 榎田 健士 <enokida.kenji@pref.yamaguchi.lg.jp>
宛先 tstoshik@city.shimonoseki.yamaguchi.jp, tiseki@city.ube.lg.jp, chiseki@city.yamaguchi.lg.jp,
1315@city.hagi.lg.jp, chiseki@city.hofu.yamaguchi.jp, chiseki@city.kudamatsu.lg.jp,
t.fujioka.ss435@city.iwakuni.lg.jp, chiseki@city.nagato.lg.jp, nourin@city.mine.lg.jp, toshi@city.shunan.lg.jp
Cc 山中 清真 <yamanaka.kiyomasa@pref.yamaguchi.lg.jp>
日時 Mon, 13 Sep 2021 08:47:40 +0900
添付ファイル名 F I の工程選点図及び平均図について.pdf
件名 F I 工程の選点図及び平均図について

関係市地籍調査ご担当者さま

お世話になります。
8/11の工程管理講習会の際、標記について全協の木村部長さまから
ご説明いただいたところですが、今回、追加がない場合の基本形を含め、
県が標準的と考える例を作成しましたのでご確認ください。
あくまでも例であり、準則等の規定を満たしていれば、例とは異なる
成果品とされても支障はありません。

今回の例については、講習会への参加の如何にかかわらず、貴市の受注
業者にも周知して下さるようお願いいたします（本メールのまま転送されて
結構です）。

なお、木村部長さまから、講習会資料「細部図根測量の図面作成の流れに
ついて」を全協の機関紙「国土調査」No.190秋季号に解説を付して掲載
するとの話を伺っていますので、そちらもご参考ください。

山口県総合企画部政策企画課
土地・水資源対策班 榎田

〒753-8501
山口県山口市滝町1-1
TEL 083-933-2532 FAX 083-933-2088
